

令和7年度郡山市市民公益活動総合補償保険制度仕様書

1 契約の内容

郡山市市民公益活動総合補償保険制度要領（以下「要領」という。）のとおりとする。

2 保険期間

令和7年4月1日（火）午後4時から令和8年4月1日（水）午後4時まで

3 保険契約者

郡山市

4 保険料の計算基礎

（1）令和6年12月1日現在の現住人口 318,894人

（2）保険料計算に当たっては、住民数だけで計算するものとし、市民活動団体ごとの活動内容、活動人数、活動回数等は提示しないものとする。

5 保険料の確定精算

保険期間満了後の保険料の確定精算は行わないものとする。

6 保険料の払込猶予

保険期間の初日の属する月の末日までを保険料の払込猶予期間とし、保険契約の成立後、保険期間開始時から保険料の払込前までに生じた事故についても補償の対象として取り扱うこと。

7 保険の内容

要領により、次の補償を盛り込んだ内容であること。

（1）傷害補償（熱中症・日射病・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償を含む。）

（2）賠償責任補償

8 補償対象

傷害補償・賠償責任補償の対象者は要領のとおりとする。

9 補償内容及び適用範囲

要領のとおりとする。

10 名簿の提出の省略

保険会社へ被補償者名簿の提出は行わないものとする。

また、市が被補償者名簿を事前に備え付けていなくても往復途上の傷害事故を補償すること。
(要領第3(2)を参照のこと。)

11 実績報告書の提出

事故受付件数、保険金支払件数及び支払額につき、年1回以上実績報告を行う。

(1) 令和7年4月1日から令和8年4月1日までの実績を令和8年5月31日までに報告する。

(2) その他市が必要と認めたときは、その都度、実績を報告する。

12 法令等の遵守

国の認可を受けた保険約款で構成された保険商品であり、かつ要領と保険約款との整合性が図られていること。

13 保険金の直接支払

保険金は、要領に基づき市の口座に入金することなく市が指定した被補償者の口座に直接振り込むものとする。

14 協議

郡山市市民公益活動総合補償保険制度について必要があると認めたときは、郡山市と保険会社(保険会社の代理店を含む。)が協議を行うものとする。